



Title	農村社会研究資料としての宗門人別帳（其の一）
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Citation	各務時報, 101
Issue Date	1938-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77646
Type	article
File Information	A018_02_03all_Part45.pdf



研究資料としての

宗門改帳(其の一)

鈴木榮太郎

農村社會

(本稿は去る五月六日 梨本宮守正王殿下に研究資料の奉覽を仰ぐの光榮に浴した時、御説明の腹案として又御下問に奉答する準備として特に試みた研究を主として述べて居るものであるが、當日御説明申し上げたのは此中の一小部分に過ぎなかつた。)

家康は最初切支丹には好意を示し色々の意味で其を利用して居たが、徳川政權の確立と共に嚴重なる禁壓を行つた。

島原の亂は寛永十四年で、それが鎮定すると共に幕府の切支丹禁壓は徹底を加へ、同十七年幕府に宗門改帳を置き、寛文四年には一萬石以上の諸藩にもこれを置かしめたかくて寛文の頃までに寺請證文、宗旨人別帳、踏繪、囑託金、切支丹類族調、禁書政策等の制度が完備した。

宗旨人別帳即ち宗門改帳は、毎年三月より六月頃迄に庄屋名主判元見届け、支配役所へ差出すもので、何宗何寺の旦那に紛れ無き由を各戸々主捺印の上當歳子に至るまで家族全員について列記し養子や奉公人についても出生の家族を明らかにし旦那も捺印してそれを證明して居るものである。これは明らかに戸籍ではなく、戸籍としては當時人別帳が別にあつたのであつて、これは切支丹で無い事の證明書又は誓約書に過ぎないものであるが、記載事項は戸籍或ひは國勢調査の如き性質をも含んで居た事は事實である。

註、左記の文獻参照
岡田正之「徳川幕府吉利支丹宗門改帳」史學雜誌第一編
「地方凡例録」
「徳川禁令考」卷二十七、三十七、四十一

「日本文化史大系」(江戸前期文化)姉崎正治「切支丹傳道の興廢」
宗門改帳は毎年二冊作製し一冊は支配役所へ一冊は庄屋に保管してあつたものであるが、一村について毎年度のものがそろつて保存して居るものは極めて稀である。信州諏訪郡には特別の事情によつて郡内各村のものが極めて多く残つて居る。宗門帳が今日これ程よく残つて居るところは他には恐らくないであらう。

美濃國內の各村の宗門改帳の現存の数は明らかでないが、片野温氏の調査手記には、百五十冊位記載してある。一番古いものが寛文十年柏羽村吉利支丹宗門御改帳である。一番新しいのが明治二年南方村宗門人別帳である。

宗門改帳は年代により又各藩により内容外觀全く一様の形式と云ふ譯ではないけれども、大體の書式は一定して居る。此帳面の名稱も美濃國內の現存の分について云ふも左の通り色々記されてある

寛政五年八幡村宗門人別改帳
天保八年肥田村宗門人數高帳
嘉永五年中村宗門人數寄帳
嘉永五年中村宗門家數人數書帳
安政三年砂畑村宗門家數人數高帳

明治二年南方村宗門人別帳
寛文十年柏羽吉利支丹宗門御改帳
延寶九年始々本郷村宗門御改帳
延享二年岩村領瀬古宗門御改帳
慶應二年門入村人別宗門御改帳

帳面の内容の書式も色々ではあるが、第一に正徳元年五月奉行より公布された定めが記載してあるきりしたん宗門に關して不審なるものあらば申し出づべし、若し申し出でた者には御褒美がある。隠し置いた者は其名主五人組一類皆罪科行はる可きものである、と云ふ定めである。

其次に差上申一札之事と題して八項目に亘つて宗門改帳を確實に行ひ村内一人も残すところなき旨の誓約事項が列記され、其末尾に「右之趣庄屋年寄五人組惣百姓常々無油斷吟味可仕尤切支丹宗門御制禁之御高札之趣村中男女下々等迄彌かたく可相守之候爲後日仍而如件」の誓約文が付されてある。

其次に村内各戸について家一軒と肩書きして戸主より順次各家族について何宗何寺旦那(寺名の右側に其所在地)其寺の印形を加へ

其下には何某何歳と記し戸主に限り捺印してある。一人一人について右と同じ形式で記され捺印が戸主に限つて居る。女房は名前を記さず單に女房と記し其経歴につき例へば「是は池田郡堀村富右衛門娘縁付來申候」と附記してある

養子についても同様である。家族全員について右の如く記した後に「何人内男何人女何人馬何正」と記し往住者ある場合は例へば「外に」

壹人は江州彦根へ奉公に遣申候
弟 喜 助
五十六歳

と記してある。
大體右の様な記入が村内全戸について記され其末尾に

家數何軒
男何人 女何人
男何人 召抱候奉公人
外に
何人 男何人 前々より當(辰)迄他所村方之内へ奉公に出候者宗門之儀は其所に而御改に付判形除之

と記してある。
其次に關係の寺が連署捺印して「右帳面之通拙僧共旦那に紛無御座候」旨の證明書が認められてある。其次に村内全戸主連名捺印して村内にきりしたんが一人も居ない事を誓ひ、若し宗門の者を隠し置いた事が後日分つた場合には如何様の御仕置にも仰付けらる可き旨を述べてある。そして連名の前に日付けがあつて連名の後の上方に支配役所例へば「御地頭所様御役所」と記してある。

宗門改帳の内容書式は大體以上の如きものであるが、其外に各戸に石高を書き入れ身分の記入のものもある。村民の連名の場合の記入の順序は同村のものでも時代が異れば異つて居る。

却説以上の如き宗門改帳の記載事項から當時の村の社會生活の中如何なる事項を読み出す事が出来るであらうか。岐阜高等農林學校圖書館藏の濃州大野郡大友斐村の宗門改帳五冊を、農村社會研究資料として利用し、私は次に述べる様な結果を得た。其宗門改帳の年代は天保十五年、弘化五年、嘉永四年、慶應二年、慶應三年、であ

つて皆比較的新らしいもので記入事項も別に變つたものもなく、資料としては餘りよいものではない然しこゝで私が用ひて居る方法は何れの土地の何れの時代の宗門改帳にも適用され得るもので、云はば宗門改帳利用の一例として紹介するに過ぎない。

右の五冊の宗門改帳の中最も古い天保十五年は一八四四年で最も新しい慶應三年は一八六七年、此間僅か二十三年である。何か變化の一般的傾向を知る爲にはもつと長い年代に亘り其間の各時代の相互の間隔も同じ位であるのが望ましいのであるが、こゝに與へられたる資料はそんな意味では極めて拙いものである。然し此二十三年の間に各戸の盛衰を仔細に見ると色々複雑な事情によるものではあらうけれども、男の子を多く産んで居る家は榮えて行くし子供がいや或ひは女ばかりの兒の家は漸次没落して行く傾向がある事は相當はつきり見受けられる様である。

その事情を詳述する事は随分紙數を要するのでこゝでは省略するが傳ふ可き家の名譽もあり無いらした家産もなく、只働いて居ればこそ存続して行ける百姓の家では、働く者がなくなつた時家も無くなるものゝ様である。名望高き家や家産多き家或ひは家に具つた權利存する家に於いては、畜妾も養子も出来るし不良の子は勘當も久離も出来るが、百姓の家ではそんな人爲的な工作は不可能である但し村には各戸に社會經濟的權利としての株がある。此株が家の人の爲の存続に一つの力となつて居る事は認められるが、大したものではない。

(二頁ヨリ)
五月六日 梨本宮守正王殿下
畏くも本校に台臨あらせらるる五月十六日 日本文化講義を聞く講師文博宮地直一氏、農化三年山崎雄君應召により第三限に壯行會を行ふ

五月十九日 高木少將本校の教練を視察せらる

五月二十日 徐州陷落につき奉祝式を擧ぐ

五月二十一日 縣學校衛生技師醫博佐藤米次氏の衛生講話を聞く